## 業務委託契約における履行体制の確認について

日頃から、台東区の契約事務につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうご ざいます。

建物管理に関する業務委託については、平成18年度にプールやエレベーター管理などの事故が相次ぎ、業務委託における適切な履行管理のあり方が問題となりました。平成19年度より履行管理の適切化を図るため、業務委託時に書面による履行体制の確認をさせていただいているところです。

業務の履行に際しましては、労働基準法や最低賃金法などの諸法令を遵守し、常日頃から業務担当部署との連絡を密にし、適切な履行体制の確保により一層努めていただくようお願いいたします。

なお、契約金額が1,000万円以上の建物管理等業務委託契約につきましては、下記の報告 書の提出が必要です。

記

# 1、書面による履行体制の確認

建物管理に関する業務を受託した場合は、業務開始前に業務担当部署と書面(任意の業務計画書、業務報告書、打合せ記録簿等)により履行体制などについてよく打合せを行ってください。

### 【打合せ事項】

業務スケジュール、業務内容、履行手順及び方法等。

業務責任者及び再委託の有無など、履行体制。

なお、受託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に再委託することはできません。

# 2、契約金額1,000万円以上の建物管理等業務委託契約

『委託契約書約款第4条及び第6条に基づく報告書』を経理課契約担当へご提出ください。

#### 3、その他

区に提出した書面の内容に変更が生じた場合は、速やかに担当部署に変更届を提出してください。なお、契約金額1,000万円以上の建物管理等業務委託契約につきましては、委託契約書約款第4条及び第6条に基づく報告書(変更届)も合わせてご提出ください。

#### 【提出先】

業務計画書、業務報告書、打合せ記録簿等の変更届(様式は任意)…業務担当部署 委託契約書約款第4条及び第6条に基づく報告書(変更届) …経理課契約担当

区に提出した書面は必要に応じて写しを保管してください。